

6 「福岡市福祉のまちづくり条例」及び「バリアフリー法」に関する事務

「優しさに満ちた健やかでやすらぎのある福祉社会の実現」を目指して、福祉のまちづくりを進めるために、「福岡市福祉のまちづくり条例」（平成10年4月施行）に基づき、通路・出入口・便所・エレベーターなどの基準を定めた施行規則を平成11年4月より施行し、身体障害者や高齢者等が安全で快適に建物を利用することができるよう、福祉に配慮した施設整備を進めている。

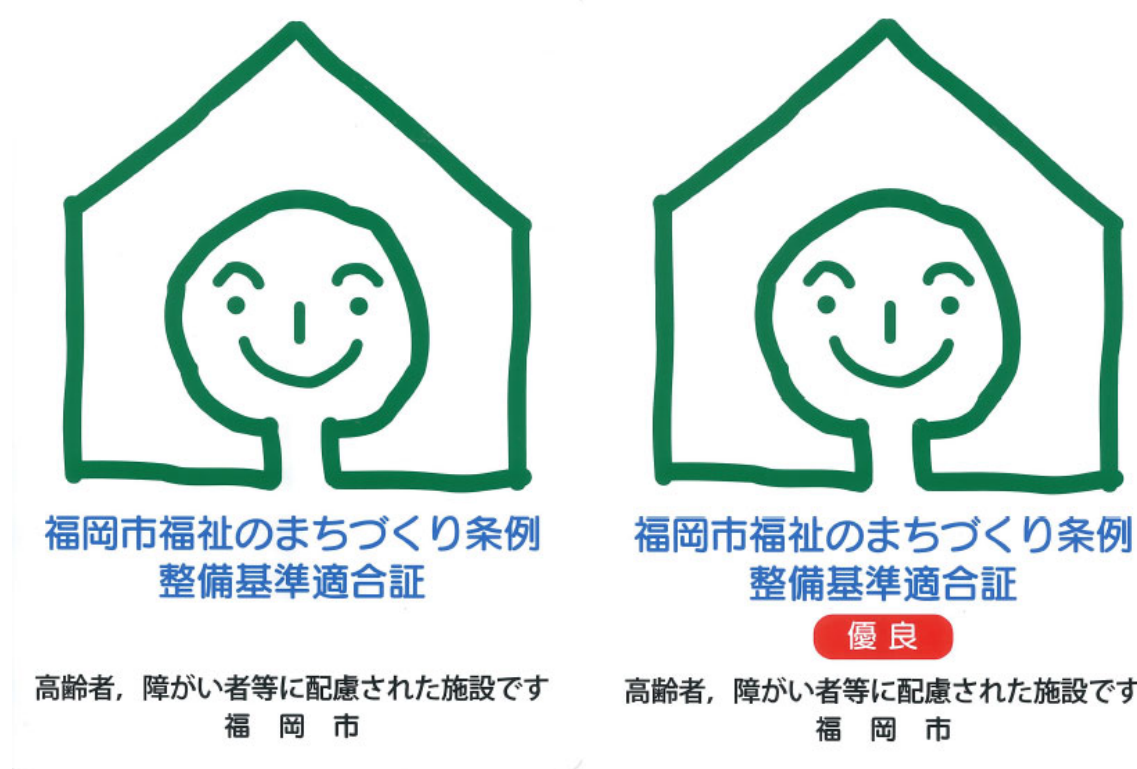
条例協議の対象となる建築物については、建築主等と協議し、整備基準に適合するように必要な指示指導を行い、条例の遵守を求め、工事完了検査後、適合証の交付を行っている。

また、平成18年12月20日に施行された「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称：バリアフリー法）に基づく建築物の審査、検査及び認定業務も行っている。

（バリアフリー法は、従来のハートビル法及び交通バリアフリー法を統合して制定された。）

(1) 適合証

整備された内容が、福岡市福祉のまちづくり条例に定める整備基準を満たしているときは「整備基準適合証」を、また、そのうち、視覚障がい者誘導用ブロック・福祉型便房・駐車場・エレベーター（平屋建は除く）に関する規定をすべて満たしているものについては「整備基準適合証（優良）」を交付している。



(2) 交付状況

「福岡市福祉のまちづくり条例施行規則」による令和7年度末までの整備基準適合証の交付件数は、7728件、そのうち整備基準（優良）は、1154件となっている。
バリアフリー法による令和7年度末までの認定建築物の完了件数は、73件となっている。

○ 福岡市福祉のまちづくり条例「事前協議」対象施設

対象施設	対象規模	対象施設	対象規模	対象施設	対象規模
医療施設	面積の制限なし	教育文化施設	面積の制限なし	サービス施設	面積の制限なし
興行施設		公衆浴場		官公庁舎	
集会施設		飲食施設		学校等施設	
展示場		金融機関等の施設		共同住宅等	床面積2,000㎡以上
物品販売施設		公益事業施設		事務所	
宿泊施設		交通機関の施設		工場	
社会福祉施設		自動車車庫		地下街	面積の制限なし
スポーツ遊戯施設		公衆便所		複合施設	床面積2,000㎡以上

○ バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）対象施設

特 定 建 築 物	特 別 特 定 建 築 物 (2,000㎡以上の施設は、基準適合義務の対象)
学校	盲学校、聾学校又は養護学校
病院又は診療所	病院又は診療所
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	劇場、観覧場、映画館又は演芸場
集会場又は公会堂	集会場又は公会堂
展示場	展示場
卸売市場又は百貨店、マーケット、 その他物品販売業を営む店舗	百貨店、マーケット、 その他物品販売業を営む店舗
ホテル又は旅館	ホテル又は旅館
事務所	保健所、税務署、 その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
共同住宅、寄宿舎又は下宿	
老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム、 その他これらに類するもの	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム、 その他これらに類するもの（主として、高齢者、 身体障害者等が利用するものに限る。）
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者 福祉センター、その他これらに類するもの	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者 福祉センター、その他これらに類するもの
体育館、水泳場、ボーリング場、 その他これらに類する運動施設又は遊技場	体育館（一般公共の用に供されるものに限る。） 水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。） 若しくはボーリング場又は遊技場
博物館、美術館又は図書館	博物館、美術館又は図書館
公衆浴場	公衆浴場
飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、 ダンスホールその他これらに類するもの	飲食店
郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、 貸衣裳屋、銀行、その他これらに類するサービス 業を営む店舗	郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、 貸衣裳屋、銀行、その他これらに類するサービス 業を営む店舗
自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室、 その他これらに類するもの	
工 場	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を 構成する建築物で、旅客の乗降又は待合いの用に 供するもの	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を 構成する建築物で、旅客の乗降又は待合いの用に 供するもの
自動車の停留又は駐車のための施設	自動車の停留又は駐車のための施設 （一般公共の用に供されるものに限る。）
公衆便所	公衆便所（50㎡以上とする）
公共用歩廊	公共用歩廊